

三木市の令和6年度～令和8年度介護保険料（年額）

☆ 介護保険料は市町村によって異なります（三木市は兵庫県内最低水準です）。

☆ 令和6年度から所得段階、基準額、調整率が変更となりました。

☆ 介護保険料の年額や月々の納付額は、毎年7月にお知らせします。

所得段階	対象者	調整率	年 額
第1段階	生活保護受給者	基準額 × 0.285	18,126円
	住民税非課税世帯の老齢福祉年金(※1)受給者		
第2段階	世帯全員が住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額(※2)と合計所得額(※3)の合計が	82.65万円(★)以下	30,846円
		82.65万円(★)を超え 120万円以下	
		120万円を超える	
第3段階		基準額 × 0.685	43,566円
第4段階	住民税課税世帯であるが、本人は住民税非課税で、本人の前年の課税年金収入額(※2)と合計所得金額(※3)の合計が	82.65万円(★)以下	57,240円
第5段階		82.65万円(★)を超える	基準額 63,600円
第6段階	本人が住民税課税で、前年の合計所得金額(※3)が	120万円未満	基準額 × 1.2 76,320円
第7段階		120万円以上 210万円未満	基準額 × 1.3 82,680円
第8段階		210万円以上 320万円未満	基準額 × 1.5 95,400円
第9段階		320万円以上 420万円未満	基準額 × 1.7 108,120円
第10段階		420万円以上 520万円未満	基準額 × 1.9 120,840円
第11段階		520万円以上 620万円未満	基準額 × 2.1 133,560円
第12段階		620万円以上 720万円未満	基準額 × 2.3 146,280円
第13段階		720万円以上	基準額 × 2.4 152,640円

(※1)老齢福祉年金について

明治44年4月1日以前に生まれた方などで、一定の所得がない方や、他の年金を受給できない方に支給される年金です。

(※2)課税年金収入額について

国民年金・厚生年金・共済年金などの課税対象となる種類の年金収入額のことです。障害年金・遺族年金・老齢福祉年金などは含まれません。

(※3)合計所得金額について

[共通]

土地売却等に係る特別控除額がある場合は「長期譲渡所得及び短期譲渡所得に係る特別控除額」を控除した金額を用います。

[第1段階～第5段階]

- ・「公的年金等に係る雑所得」を控除した金額を用います。
- ・合計所得金額に給与所得が含まれている場合は、給与所得から10万円を控除した金額を用います。

[第6段階～第13段階]

国の経過措置終了に伴い、合計所得金額に給与所得又は公的年金等に係る所得が含まれている場合に10万円を控除した金額を用いる取扱いは、令和5年度で終了しました。

(★)令和6年度は「80万円」、令和7年度は「80.9万円」となります。

【令和８年度特例措置】

令和７年度税制改正により給与所得控除額が変更になりましたが、第９期介護保険事業計画（令和６年度から８年度まで）に影響が出ることを避けるため、令和８年度に限り、税制改正の影響を遮断する特例措置を行います。

[対象者]

令和８年４月１日に三木市に住民登録がある方のうち、三木市に令和７年中(令和７年１月～12月)の給与収入の情報があり、かつ、給与収入額が551,000円以上1,900,000円未満の方

[内 容]

- (1) 合計所得金額を令和７年度税制改正前の水準まで引き上げて算定します。
- (2) (1)で算定した合計所得金額を用いて、介護保険独自で課税・非課税判定を行います。
ただし、特例減免として、令和７年度住民税が非課税の方は、(1)のみ行います。